



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年8月2日金曜日 第2492号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	579
施術機関の指定.....	( " ) ...	579
指定医療機関の名称の変更.....	( " ) ...	579
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	579
指定施術機関の廃止の届出.....	( " ) ...	579
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	579
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ) ...	580
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	580
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	581
指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課) ...	581
シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地の変更.....	(労政雇用課雇用対策室) ...	581
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	581
保安林の指定施業要件の変更予定.....	(森林整備課) ...	582
公共測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課) ...	583
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	583
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	585
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(中予地方局環境保全課) ...	585
道路の供用開始(県道松山北条線).....	(中予地方局管理課) ...	586
道路の区域変更(県道双岩停車場和泉線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	587
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	587

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	587
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	( " ) ...	587
採石業務管理者試験の実施.....	(土木管理課) ...	588
線測定用コンパクトサーベイメータの購入.....	(会計課) ...	588
愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集.....	(文化・スポーツ振興課) ...	589
愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集.....	( " ) ...	591
愛媛県武道館の指定管理者の募集.....	( " ) ...	592
萬翠荘の指定管理者の募集.....	( " ) ...	593
愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の募集.....	(男女参画・県民協働課) ...	594
愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集.....	(保健福祉課) ...	596
ファミリーハウスあいの指定管理者の募集.....	(健康増進課) ...	597
えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集.....	(子育て支援課) ...	599
愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集.....	( " ) ...	600
愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集.....	(障害福祉課) ...	601
愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集.....	( " ) ...	603
愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集.....	(長寿介護課) ...	604
愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集.....	(産業政策課) ...	605
愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集.....	( " ) ...	607
テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募集.....	(産業創出課) ...	608
えひめ森林公園の指定管理者の募集.....	(森林整備課) ...	609
松山観光港ターミナルの指定管理者の募集.....	(港湾海岸課) ...	611
愛媛県立都市公園の指定管理者の募集.....	(都市整備課) ...	612

## 雑 報

環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について.....	(環境政策課) ...	613
裁決手続開始の決定の公告.....	(収用委員会事務局) ...	614

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
かとう耳鼻咽喉科	医療法人かとう耳鼻咽喉科	今治市常盤町七丁目1番10号	平成25年6月1日
つばめ調剤薬局	株式会社つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	平成25年6月1日

薬局日本メディカル	日本メディカルシステム株式会社	東温市樋口甲1337番1	平成25年7月8日
-----------	-----------------	--------------	-----------

○愛媛県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
曾根接骨院	曾根 淳	西予市野村町野村12-455	平成25年7月1日

○愛媛県告示第889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
医療法人聖ベテスタ会新居浜青洲病院	医療法人徳洲会新居浜徳洲会病院	医療法人徳洲会	新居浜市土橋2-2-2	平成25年6月1日

○愛媛県告示第890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かとう耳鼻咽喉科	加 藤 崇	今治市常盤町七丁目1番10号	平成25年5月31日
つばめ調剤薬局	有限会社エキスプレス	今治市常盤町七丁目3番9号	平成25年5月31日
一刈産婦人科医院	一 刈 勇 雄	宇和島市新田町二丁目2-22	平成25年6月15日

○愛媛県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
スマイル鍼灸接骨院	近 藤 啓 太	四国中央市川之江町1856-35	平成25年3月20日
港町接骨院	宮 崎 悟	新居浜市港町3-7	平成25年6月19日

○愛媛県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者）の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人伊方社会福祉協会	西宇和郡伊方町湊浦861番地1	グループホーム三崎つわぶき荘	西宇和郡伊方町三崎4414番地1	平成25年6月1日
株式会社つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	平成25年6月1日

総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局松本町店	今治市松本町1-3-9	平成25年6月19日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局八幡浜店	八幡浜市大平1番耕地644番地	平成25年6月21日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局港町店	八幡浜市416-1	平成25年6月21日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田六丁目2番5号	介護付有料老人ホーム笑歩会東温	東温市田窪字井手ノ上332番地2	平成25年6月21日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局千代田町店	八幡浜市1455-23	平成25年6月24日
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	7つの扉	宇和島市別当一丁目6番30号	平成25年7月1日
株式会社クレイン	松山市竹原二丁目6-13	やませみ薬局	新居浜市喜光地町一丁目14-10	平成25年7月1日
株式会社シルバーケアサービス	今治市郷本町三丁目5番37号	デイサービスひまわり	今治市郷本町三丁目5番37号	平成25年7月5日
株式会社シルバーケアサービス	今治市郷本町三丁目5番37号	訪問介護ステーションひまわり	今治市郷本町三丁目5番37号	平成25年7月5日

○愛媛県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町大字永野市469番地	介護サービスゆう居宅介護支援事業所	北宇和郡鬼北町大字永野市469番地	平成25年7月1日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポールなんぐん指定居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2463-2	平成25年7月1日
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手四丁目4番7号	ケアプランセンター菜の花	宇和島市保田甲1916番地1	平成25年7月1日
株式会社シルバーケアサービス	今治市郷本町三丁目5番37号	居宅介護支援事業所ひまわり	今治市郷本町三丁目5番37号	平成25年7月5日

○愛媛県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方社会福祉協会	西宇和郡伊方町湊浦861番地1	グループホーム三崎つわぶき荘	西宇和郡伊方町三崎4414番地1	平成25年6月1日
株式会社つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	平成25年6月1日

総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局松本町店	今治市松本町1-3-9	平成25年6月19日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局八幡浜店	八幡浜市大平1番耕地644番地	平成25年6月21日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局港町店	八幡浜市416-1	平成25年6月21日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田六丁目2番5号	介護付有料老人ホーム笑歩会東温	東温市田窪字井手ノ上332番地2	平成25年6月21日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局千代田町店	八幡浜市1455-23	平成25年6月24日
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	7つの扉	宇和島市別当一丁目6番30号	平成25年7月1日
株式会社クレイン	松山市竹原二丁目6-13	やませみ薬局	新居浜市喜光地町一丁目14-10	平成25年7月1日
株式会社シルバーケアサービス	今治市郷本町三丁目5番37号	デイサービスひまわり	今治市郷本町三丁目5番37号	平成25年7月5日
株式会社シルバーケアサービス	今治市郷本町三丁目5番37号	訪問介護ステーションひまわり	今治市郷本町三丁目5番37号	平成25年7月5日

○愛媛県告示第895号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	平成28年7月31日まで

○愛媛県告示第896号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	株式会社つばめ調剤薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成25年7月1日

○愛媛県告示第897号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第41条第4項の規定により、シルバー人材センター連合から次のとおり従たる事務所の所在地の変更の届出があった。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 シルバー人材センター連合の名称

公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会

2 シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地

変更前	西条市大町457番地
変更後	西条市小松町新屋敷甲496番地

3 変更年月日

平成25年5月13日

○愛媛県告示第898号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マックスバリュウノ台店	松山市久万ノ台480	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュウ西日本株式会社 代表取締役 岩本 隆雄	マックスバリュウ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男	平成25年 7月1日	平成25年 7月19日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第899号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 の 日
マックスバリュウノ台店	松山市久万ノ台480	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1 箇所	1 箇所	平成25年 7月22日	平成25年 7月19日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第900号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町御内175、横川2222から2226まで、2228から2241まで、2243、2244、2248から2251まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町高田戊9の1、増穂乙610の1から乙610の4まで、乙612、乙615、乙617、乙618の3、戊533の1から戊533の3まで、戊540の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字日向谷2048から2078まで
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（地図編集）
- 2 作業期間 平成25年 7月19日から  
10月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市都市計画区域

○愛媛県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年 7月25日から  
8月30日まで
- 3 作業地域 四国中央市金砂町

○愛媛県告示第903号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 8月 2日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
ルネサスエレクトロニクス株式会社  
神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地  
代表取締役社長兼COO 鶴丸 哲哉
- 2 事業場の名称及び所在地  
ルネサスエレクトロニクス株式会社西条事業所  
西条市ひうち8番地6
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 除害装置L

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設（2基）	
特定施設の能力	1分当たり0.20立方メートル処理×2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20 最大 20

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 除害装置H

特定施設の種 類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.06立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 10	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) 除害装置Q

特定施設の種 類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.13立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	

特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 11		

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月 30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽	縦 2.1メートル 横 2.9メートル 高さ 3.5メートル	
	沈 殿 槽	縦 9.5メートル 横 9.5メートル 高さ 3.5メートル	
	凝集槽	直径 2メートル 高さ 2.8メートル	
	高速沈殿槽	直径 4メートル 高さ 1.8メートル	
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設置年月日	昭和58年9月30日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	中和処理方式		
処理施設の構造	エポキシ樹脂製		
処理施設の主要寸法	一次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル×2基 二次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル×2基		
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780
------------------------	----------------------	----------------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 6.0
	通常 8,295 最大 9,000	

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第904号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年8月2日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日 定
社会福祉法人松山市母子会	松山市萱町一丁目1番地7	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年7月24日

○愛媛県告示第905号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年8月2日

愛媛県中予保健所長 竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
J A えひめフレッシュフーズ株式会社  
伊予郡松前町大字徳丸五屋敷771番地18  
代表取締役 幸地 慎一
- 工場の名称及び所在地  
J A えひめフレッシュフーズ株式会社松山鶏卵センター  
伊予郡松前町大字徳丸五屋敷771番地18
- 特定施設に関する事項



特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第2号 八湯煮施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,260個処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	昭和60年2月20日
処理施設の種類	生物処理及び物理化学的処理
処理施設の型式	カネカ式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル
処理施設の能力	1日当たり350立方メートル処理
汚水等の処理の方式	脱窒素活性汚泥処理、凝集沈殿処理及び砂ろ過処理

処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 600	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 4 最大 6
	通常 170 最大 190	通常 170 最大 190	

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 170 最大 190	

備考 この他に、雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市下伊台町1692番1地先から 同町1680番1地先まで	平成25年 8 月 2 日

○愛媛県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市釜倉3番耕地160番3	旧	メートル 5.8～7.5	キロメートル 0.016	
			新	7.5～10.6	0.016	

○愛媛県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市釜倉3番耕地160番3	平成25年 8 月 2 日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7 月 18 日	特定非営利活動法人 GS.FORME Academy	野 本 通 義	松山市朝生田町1丁目15番35号	この法人は、広く一般市民に対して、各種スポーツの普及・振興・啓発に関する事業、健全な心身の育成を目的とした各種スポーツ教室の企画・開催及びその支援に関する事業、各種スポーツ選手及び指導者・審判員の育成及びその支援に関する事業、スポーツの振興を目的としたイベント・スポーツ大会の企画・開催に関する事業、日本と世界各国との国際交流の推進に関する事業、文化・芸術の振興を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業を行い、文化・芸術・スポーツの振興及び国際交流の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月16日	NPO法人 愛媛がんサポートおれんじの会	松 本 陽 子	松山市古川南3丁目8番24号	この法人は、がん患者・家族・遺族などが集い、語り合い、学び合いを通してがんに立ち向かう勇気と希望を見つけ出すことを願い、がんとう向き合う人々への情報提供に関する事業、がん医療の向上を図る事業を通してがん患者の求めている医療環境、社会作りに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月17日	特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ	山 本 由美子	松山市衣山1丁目221-1	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした子育てに関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な子育て支援活動を展開し、広く普及を図るとともに、保健、福祉、社会教育、人権、環境、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、様々な分野で活動している団体との子育てに関するネットワーク化を図ることによって、子どもの健全な育成、及び共に支え合う豊かな子育て環境と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 2 試験の日時  
平成25年10月11日（金）10時
- 3 受験願書の提出期間  
平成25年9月4日（水）から同月13日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先  
県庁土木部管理局土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
線測定用コンパクトサーベイメータの購入
  - (2) 購入物品名及び数量  
線測定用コンパクトサーベイメータ 513台  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
  - (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限  
平成25年12月25日（水）
- (5) 納入場所（詳細は入札説明書による）  
愛媛県保健福祉部管理局医療対策課（松山市一番町四丁目4-2）  
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課（西条市喜多川796-1）  
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課（松山市北持田町13-2番地）  
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課（宇和島市天神町7-1）  
愛媛県南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室（八幡浜市北浜1丁目3-37）  
愛媛県原子力センター（八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1）  
愛媛県警察本部警備課（松山市南堀端町2番地2）  
愛媛県オフサイトセンター（西宇和郡伊方町湊浦1993-1）  
宇和島市危機管理課（宇和島市曙町1番地）  
八幡浜市総務課危機管理・原子力対策室（八幡浜市保内町宮内1-260）  
大洲市危機管理課（大洲市大洲690番地の1）  
伊予市防災安全課（伊予市米湊820番地）  
西予市危機管理課（西予市宇和町卯之町3丁目434番地1）  
内子町総務課危機管理班（喜多郡内子町平岡甲168番地）  
伊方町総務課危機管理室（西宇和郡伊方町湊浦1993番地1）  
宇和島地区広域事務組合消防本部警防課（宇和島市丸之内5丁目1-18）  
八幡浜地区施設事務組合消防本部特殊災害対策室（八幡浜市松柏796番地）

大洲地区広域消防事務組合消防本部警防課（大洲市大洲1034番地の4）

伊予消防等事務組合消防本部警防課（伊予市下吾川950 - 3）

西予市消防本部防炎課（西予市宇和町卯之町二丁目377番地）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成25年9月18日（水）の午前9時から同月19日（木）午前9時59分まで  
紙入札による場合は、平成25年9月19日（木）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年9月19日（木）午前10時00分  
愛媛県総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した

物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成25年9月11日（水）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Compact survey meter 513 units
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 19 September 2013
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

○公 告

愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集について

愛媛県県民文化会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	本館 愛媛県松山市道後町二丁目5番1号 別館 愛媛県松山市道後町二丁目9番14号
2 設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	本館 (1) 規模 ア 敷地面積 24,165.21㎡ イ 建築面積 11,336.91㎡ ウ 延床面積 41,400.39㎡ エ 西側駐車場面積 2,365㎡

	<p>(2) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 (地下2階、地上5階)</p> <p>(3) 施設内容 メインホール(3,000席) サブホール(1,000席) 多目的ホール(真珠の間、多目的室) リハーサル室(4室) 楽屋(27室) 会議室(9室)</p> <p>(4) 駐車台数 303台(地下95台(うち身体障害者用4台)、 地上88台(うち身体障害者用4台)、西側120台)</p> <p>別館</p> <p>(1) 規模 ア 敷地面積 4,401.48㎡ イ 建築面積 2,125.7㎡ ウ 延床面積 2,125.7㎡</p> <p>(2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋</p> <p>(3) 施設内容 会議室(11室)</p> <p>(4) 駐車台数 11台</p>
4 業務概要	<p>(1) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。</p> <p>(2) その他必要な業務</p>

2 指定管理者の業務

- (1) 会館の業務の実施に関する業務
- (2) 会館の利用の許可に関する業務
- (3) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 会館の利用の促進に関する業務
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県県民文化会館管理条例(平成17年愛媛県条例第71号)の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

- オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は、管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
  - (イ) 破産者で復権を得ない者
  - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月23日(金)から9月3日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び会館の管理運営に関する収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年 9月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課管理係

電話番号 (089)912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集について

愛媛県生活文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県生活文化センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市北持田町139番地2
2 設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 2,414.84㎡ イ 建築面積 937.35㎡ （茶室の面積を除く。） ウ 延床面積 2,458.70㎡ （茶室の面積を除く。） エ 茶室「和松庵」 建築面積 86.51㎡ オ 駐車場面積 928.92㎡ (2) 構造 ア 鉄筋コンクリート造 （一部地下1階、地上3階） イ 茶室 木造平屋建て、瓦葺き (3) 施設内容 大広間（152畳（300人収容）） 第1研修室（100人） 第2研修室（80人） 第3研修室（20人） 小会議室（12人） 中会議室（16人） 調理研修室（30人） 和室（8室） 茶室（8畳、4畳半） (4) 駐車台数 52台（うち身体障害者用2台）
4 業務概要	(1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務

- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県生活文化センター管理条例（平成17年愛媛県条例第70号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8月23日（金）から 9月 3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、

同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及びセンターの管理運営に関する収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日(金)から27日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課管理係  
電話番号 (089)912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県武道館の指定管理者の募集について

愛媛県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県武道館(以下「武道館」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市市坪西町551番地
2 設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く

	県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導
3 施設規模	(1) 規模 ア 設置許可面積 33,978.50㎡ イ 建築面積 10,299.64㎡ ウ 延床面積 17,499.84㎡ エ 駐車場面積 6,590.77㎡ (2) 構造 木造一部鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階) (3) 施設内容 主道場(柔道場又は剣道場8面設置可能・多目的利用可能、観客席2階2,932席・1階フロア臨時席約3,600席設置可能) 柔道場(3面常設、観客席278席) 剣道場(3面常設、観客席278席) 副道場(各種武道場2面常設、観客席132席) トレーニング室(各種トレーニング機器設置) 会議室(3室) (4) 駐車台数 219台(正面駐車場72台(うち身体障害者用6台)、東側駐車場147台(うち大型バス専用5台))
4 業務概要	(1) スポーツ行事の実施に関する業務 (2) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する業務 (3) 体力の保持及び増進に関する相談及び指導に関する業務 (4) 施設の提供に関する業務 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 武道館の業務の実施に関する業務
- (2) 武道館の利用の許可に関する業務
- (3) 武道館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 武道館の利用の促進に関する業務
- (5) 武道館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県武道館管理条例(平成17年愛媛県条例第72号)の規定によるほか、武道館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、武道館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等を行っている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請  
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項  
参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月23日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準  
ア 武道館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 武道館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法  
外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 武道館の管理運営に関する事業計画書及び武道館の管理運営に関する収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類

- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課管理係  
電話番号（089）912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

萬翠荘の指定管理者の募集について

萬翠荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 萬翠荘の概要

1 所在地	愛媛県松山市一番町三丁目3番地7
2 設置目的	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 9,880.2㎡ イ 建築面積 409.91㎡ （附属施設の面積を除く。） ウ 延床面積 887.58㎡ （附属施設の面積を除く。） エ 旧管理人舎 建築面積 45.09㎡ オ 収蔵庫 建築面積 74.54㎡ カ 茶店 建築面積 61.53㎡ キ 便所 建築面積 9.98㎡ (2) 構造 ア 鉄筋コンクリート造、スレート葺き（地下1階、地上3階） イ 旧管理人舎 木造平屋建て、スレート葺き ウ 収蔵庫 鉄筋コンクリート造3階建て、瓦葺き エ 茶店 木造平屋建て、瓦葺き オ 便所 コンクリートブロック造平屋建て、瓦葺き (3) 施設内容 萬翠荘展示室（9室） (4) 駐車台数 約10台
4 業務概要	(1) 萬翠荘の公開に関すること。 (2) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (3) その他必要な業務



## 2 指定管理者の業務

- (1) 萬翠荘の業務の実施に関する業務
- (2) 萬翠荘の利用の許可に関する業務
- (3) 萬翠荘の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 萬翠荘の利用の促進に関する業務
- (5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

## 3 管理の基準

萬翠荘管理条例（平成20年愛媛県条例第34号）の規定によるほか、萬翠荘の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

## 4 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの5年間（予定）

## 5 申請資格等

## (1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、萬翠荘の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保護人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

## (2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

## (3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8 月23日（金）から 9 月 3 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時

15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

## 6 指定管理者の選定方法等

## (1) 選定基準

ア 萬翠荘の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 萬翠荘の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

## (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が 1 団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

## 7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

## (1) 指定管理者指定申請書

## (2) 萬翠荘の管理運営に関する事業計画書及び萬翠荘の管理運営に関する収支計画書

## (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

## (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

## (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

## (6) 申請者の概要を記載した書類

## (7) 役員名簿

## (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

## (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

## (10) 印鑑証明書

## (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

## 8 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

## 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課管理係

電話番号 (089) 912 2970

## 10 その他

詳細は、募集要項による。

## ○公 告

## 愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の募集について

愛媛県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 愛媛県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市山越町450番地
2 設置目的	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。
3 施設概要	(1) 敷地面積 4,983.9㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート3階建て（延床面積4,549.56㎡） ア 1階 多目的ホール、ワーキングルーム、男女共同参画センター事務室等 イ 2階 視聴覚室、会議室（1～3）、図書情報資料室等 ウ 3階 レクリエーション室、研修室、和室、茶室等 エ その他 地下室、塔屋等 (3) 駐車台数 乗用車40台 (4) 開館年月日 昭和62年11月1日
4 業務概要	(1) 各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関すること。 (2) 情報の収集及び提供に関すること。 (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助に関すること。 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (5) その他必要な業務 (6) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務（相談、指導及び情報の提供その他の援助）

2 指定管理者の業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務（愛媛県男女共同参画センター管理条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「管理条例」という。）第2条に掲げる業務）
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

管理条例の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を有する（又は設ける予定である）など緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保・整備できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）のうち、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人等で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の

規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められるものであること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
  - (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
  - (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
  - (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
  - (6) 申請者の概要を記載した書類
  - (7) 役員名簿
  - (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
  - (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
  - (10) 印鑑証明書
  - (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書
- 8 申請期間  
平成25年9月20日(金)から9月27日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県県民環境部管理局男女参画・県民協働課男女参画グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2332
- 10 その他  
詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集について

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の概要

1 所在地	松山市持田町三丁目8番15号
2 設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 2,545.42㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建て 延床面積 5,461.74㎡ (3) 建築年月 平成6年11月
4 業務概要	(1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修 (2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及 (3) 福祉に関するボランティア活動の促進 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設を提供 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関する業務
- (2) 各種の行事又は集会に必要な施設を提供に関する業務
- (3) その他必要な業務(1)及び(2)に関するもの。
- (4) 会館の利用の許可に関する業務
- (5) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (6) 会館の利用の促進に関する業務

- (7) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
  - (8) その他知事が定める業務
- 3 管理の基準  
愛媛県総合社会福祉会館管理条例(平成17年愛媛県条例第52号)の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 4 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間(予定)
- 5 申請資格等
- (1) 申請資格  
指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中、適切に会館の管理運営を行うことができ、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。  
なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問わないが、個人での申請はできないものとする。
- ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
  - ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
  - エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
  - オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
  - カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
  - ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
    - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
    - (イ) 破産者で復権を得ない者
    - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者
- (2) 複数の法人等での共同申請  
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。  
ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等(以下「代表団体」という。)を選定すること。  
イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又

は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムのすべての構成員が<sup>(1)</sup>の申請資格を満たしている必要がある。

### (3) 新設法人等の扱い

会館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

### (4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

## 6 指定管理者の選定方法等

### (1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

### (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

## 7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

## 8 申請期間

平成25年9月20日（金）から9月27日（金）までの執務時間中

（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

## 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課企画係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912 2383

## 10 その他

詳細は、募集要項による。

## ○公 告

### ファミリーハウスあいの指定管理者の募集について

ファミリーハウスあいの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

## 1 ファミリーハウスあい（以下「ファミリーハウス」という。）

### の概要

- (1) 所在地  
愛媛県松山市室町74番地2
- (2) 面積  
186.11m<sup>2</sup>
- (3) 建物の規模及び概要  
木造2階建て 200.45m<sup>2</sup>  
ア 宿泊室 5室（和室3、洋室2）  
イ プレイルーム  
ウ 洗濯室  
エ 事務室兼相談室
- (4) 設置目的  
長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。
- (5) 業務概要  
ア 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。  
イ その他必要な業務

## 2 指定管理者の業務

- (1) ファミリーハウスの事業の実施に関する業務
- (2) ファミリーハウスの利用の許可に関する業務
- (3) ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) ファミリーハウスの利用の促進に関する業務
- (5) ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

## 3 管理の基準

ファミリーハウスあい管理条例（平成17年愛媛県条例第53号。）の規定によるほか、ファミリーハウスの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

## 4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

## 5 申請資格等

- (1) 申請資格  
指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中、

適切にファミリーハウスの管理運営を行うことができる愛媛県内に事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

また、申請に当たっては、あらかじめファミリーハウスの指定管理者に係る参加意思表明書を提出しておく必要がある。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定する。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムのすべての構成員が<sup>(1)</sup>の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

ファミリーハウスの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ファミリーハウスの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ ファミリーハウスの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果を基に、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) ファミリーハウスの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日（金）から平成25年9月27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等の場合（書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものによる。）は、9月27日（金）午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 母子保健係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4 2

電話番号 (089) 912 2405

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定  
管理者の募集について

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理  
者を次のとおり募集する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) えひめこどもの城（以下「こどもの城」という。）

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙108番地 1 (松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域)
2 法的位置付け	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童 厚生施設
3 設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及 び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他 の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図 るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等 の養成を行う。
4 施設概要	(1) 面積 約34.6ha (2) 体験施設(約31.2ha) ア こどものまちゾーン 大型児童館 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積4,072.22㎡ イ イベント広場ゾーン 芝生広場、くわがたのステージ等 ウ 創造の丘ゾーン 創作工房、ハーブ園、花の丘等 エ 冒険の丘ゾーン 冒険ステーション、てっぺんとりで等 オ ふれあいの森ゾーン 森のとりで、森の広場等 (3) その他(約3.4ha) 駐車場等
5 事業概要	(1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供 (2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並 びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関 する調査研究及び指導者等の養成 (3) 施設及び遊具の提供 (4) その他必要な業務
6 指定管理者の 業務	(1) こどもの城の事業の実施に関する業務 (2) こどもの城の利用の許可に関する業務 (3) こどもの城の利用に係る料金の収受に関する業 務 (4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進に関す る業務 (5) こどもの城の施設、遊具、附属設備及び備品の 維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第 27号)第4条から第17条までの規定によるほか、こ どもの城の管理運営に当たっては、関係法令を遵守 すること。

(2) 愛媛県体験型環境学習センター（以下「センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙103番地 1 えひめこどもの城内
2 設置目的	地球温暖化の防止などに対する県民の環境保全意識 の向上を図ることを目的に、体験型環境学習の場の 提供や県民の環境学習活動等の支援を行う。
3 施設概要	(1) 構造 木造平屋造り(延床面積329.99㎡)

	(2) 施設内容 ア 親子エコライフ室 イ エコ活動支援室 ウ エコ製品展示コーナー等 (3) 主な設備 ア 太陽光発電設備 イ 太陽熱利用システム ウ 雨水循環設備 エ 屋上緑化設備 オ 風力発電設備
4 事業概要	(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場 の提供 (2) 環境学習及び環境保全活動の支援 (3) 環境に関する情報の収集及び提供 (4) その他必要な業務
5 指定管理者の 業務	(1) センターの事業の実施に関する業務 (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの施設の利用の促進に関する業務 (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関す る業務 (5) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県体験型環境学習センター管理条例(平成17年 愛媛県条例第21号)第4条から第13条までの規定に よるほか、センターの管理運営に当たっては、関係 法令を遵守すること。

2 指定期間

平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日までの5年間(予定)

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は  
置こうとするこどもの城及びセンターの指定管理者の募集に係  
る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」  
という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の  
規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有し  
ない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成  
11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規  
定に基づき更生、再生又は破産手続等を行っている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造  
の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づ  
く入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している  
法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の  
規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第  
2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定す  
る暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくな  
った日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるも  
のの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに  
該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

- (イ) 破産者で復権を得ないもの
  - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者
- (2) 複数の法人等での共同申請  
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。
- (3) 新設法人等の扱い  
こどもの城及びセンターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。
- (4) 留意事項  
参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。
- 4 指定管理者の選定方法等
- (1) 選定基準
- ア こどもの城及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。
- イ こどもの城及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。
- (2) 選定方法  
外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。  
ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。
- 5 申請に必要な書類  
指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。
- (1) 指定管理者指定申請書
  - (2) こどもの城の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
  - (3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
  - (4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
  - (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
  - (6) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
  - (7) 申請者の概要を記載した書類
  - (8) 役員名簿
  - (9) 愛媛県税について、未納がないことの証明書
  - (10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
  - (11) 印鑑証明書
  - (12) 申請書類のうち該当のないものについての申立書
- 6 申請期間  
平成25年9月20日（金）から9月27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

- 7 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089) 912 2413
- 8 その他  
詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集について

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 愛媛県立愛媛母子生活支援センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市道後今市12番30号						
2 法的位置付け	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に基づく母子生活支援施設						
3 設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。						
4 施設概要	(1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造 3階建て (2) 敷地面積 1,328.92㎡ (3) 建物面積 1,245.90㎡ <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1階：</td> <td>458.93㎡</td> </tr> <tr> <td>2階：</td> <td>394.87㎡</td> </tr> <tr> <td>3階：</td> <td>392.10㎡</td> </tr> </table>	1階：	458.93㎡	2階：	394.87㎡	3階：	392.10㎡
1階：	458.93㎡						
2階：	394.87㎡						
3階：	392.10㎡						
5 業務概要	(1) 入所による保護 (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導 (3) 自立の促進のために必要な生活の支援 (4) その他必要な業務						

- 2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務
- (2) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) その他知事が定める業務

- 3 管理の基準

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例（平成17年愛媛県条例第55号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

- 4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

- 5 申請資格等

- (1) 申請資格

申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人で、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に基づき設立された社会福祉法人で、同法第2条第2項に基づく第一種社会福祉

事業の運営実績があり、母子生活支援施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有するもの。

(2) 次のいずれにも該当しないもの。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき再生又は破産手続等をしている法人

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人

ク 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいる法人

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(3) 県内に事務所を置くもの。

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から平成25年9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

- (3) 定款及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人の財産目録、貸借対照表、事業報告書、資金収支計算書及び事業活動収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人の概要を記載した書類（第一種社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日（金）から9月27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号（089）912 2414

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集について

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 愛媛県身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち身体障害者福祉センターA型（無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設）
3 設置目的	身体に障害のある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建（アリーナ、屋外機能回復訓練場、運動療法室等） (2) 駐車場 乗用車49台（うち身体障害者用6台） (3) 運動場 フィールド、器具庫、便所、バックネット等
5 業務概要	(1) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関



	すること。 (2) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。 (3) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。 (4) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。 (5) その他身体障害者福祉事業に関すること。
6 指定管理者の業務	(1) 身障センターの事業の実施に関する業務 (2) 身障センターの利用の許可に関する業務 (3) 身障センターの利用の促進に関する業務 (4) 身障センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県身体障害者福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第56号）の規定によるほか、身障センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県障害者更生センター（以下「更生センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち障害者更生センター（身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設）
3 設置目的	身体に障害のある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建 ・ 宿泊：宿泊室12室、定員60人 ・ 浴場（温泉）、食堂、娯楽室等 (2) 駐車場 乗用車9台（身障センターと共用あり）
5 業務概要	(1) 宿泊、休養等の施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務。
6 指定管理者の業務	(1) 更生センターの事業の実施に関する業務 (2) 更生センターの利用の許可に関する業務 (3) 更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 更生センターの利用の促進に関する業務 (5) 更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県障害者更生センター管理条例（平成17年愛媛県条例第57号）の規定によるほか、更生センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、身障センター及び更生センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成

11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等  
 ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 身障センター及び更生センターの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。

イ 身障センター及び更生センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 身障センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 更生センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類

- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
  - (7) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
  - (8) 役員名簿
  - (9) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
  - (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
  - (11) 印鑑証明書
  - (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 6 申請期間  
平成25年9月20日（金）から9月27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 7 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害施設係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089) 912 2421  
ファクシミリ (089) 931 8187  
電子メール syougaihukus@pref.ehime.jp
- 8 その他  
詳細は、募集要項による。

- (8) 視覚障害者の生活訓練に関すること。
- (9) 聴覚障害者の聴能訓練に関すること。
- (10) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (11) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 視聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (2) 視聴覚センターの利用の許可に関する業務
- (3) 視聴覚センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 視聴覚センターの利用の促進に関する業務
- (5) 視聴覚センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第58号）の規定によるほか、視聴覚センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、視聴覚センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

○公 告

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集について

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 愛媛県視聴覚福祉センター（以下「視聴覚センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市本町6丁目11番5号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設（無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設）
3 設置目的	視聴覚障害者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障害者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建（多目的ホール、ビデオ制作室、書庫等） (2) 駐車場 乗用車20台（うち身体障害者用2台）
5 業務概要	(1) 点字図書館に関すること。 (2) 点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。 (3) 聴覚障害者情報提供施設に関すること。 (4) 聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。 (5) 視聴覚障害者の各種相談に関すること。 (6) 点字奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること (7) 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。

(工) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第 2 条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8 月 2 日（金）から 9 月 3 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9 に掲げる場所へ同日午後 5 時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 視聴覚センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 視聴覚センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が 1 団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から 9 月27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害施設係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 (089)912 2421  
ファクシミリ (089)931 8187  
電子メール syougaihukus@pref.ehime.jp

10 その他

詳細は、募集要項による。

〇公 告

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集について

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	松山市末町甲 9 番地 1
2 設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。
3 施設概要	(1) 敷地面積 1,710.81㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造銅板ぶき 4 階建て 延床面積 1,119.10㎡ (3) 建築年月 昭和61年 3 月
4 業務概要	(1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修に関すること。 (2) 介護に関する相談に関すること。 (3) 介護に関する情報の提供に関すること。 (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 研修に関する業務
- (2) 介護に関する相談に関する業務
- (3) 介護に関する情報の提供に関する業務
- (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関する業務
- (5) センターの利用の促進に関する業務
- (6) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (7) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成15年愛媛県条例第 63号。）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格を有するものは、指定期間中、適切にセンターの管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、愛媛県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、建物内の指定する場所で、法人等の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施することが可能な法人等とし、次のいずれにも該当しないものとする。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要がある。

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問わないが、個人での申請はできない。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の

規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

- ① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。
- ② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。
- ③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。
- ④ コンソーシアムのすべての構成員が<sup>(1)</sup>の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれ

らに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護研修係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089) 912 2338

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集について

愛媛国際貿易センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛国際貿易センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号 （アイテムえひめ内）
2 設置目的	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施

	設を提供する。
3 主 な 施 設	(1) 大展示場 約4,500㎡ (2) 小展示場 約2,100㎡ (3) F A Z プラザ 約3,500㎡ (4) 小展示場屋上 約600㎡ (5) 会議室 6 室 (6) 立体駐車場 635台
4 業 務 概 要	(1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- (7) センターが所在する建物の共用部分等の管理に関する業務

3 管理の基準

愛媛国際貿易センター管理条例（平成17年愛媛県条例第59号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれ

かに該当する者がいる法人等

- a 成年被後見人又は被保佐人
- b 破産者で復権を得ない者
- c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月27日（火）から9月3日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年9月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部管理局産業政策課貿易海運係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2465

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集について

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県植物くん蒸所(以下「くん蒸所」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀三丁目150番地1
2 設置目的	輸出入植物のくん蒸に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 1,475㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 206㎡ (3) 施設 第1くん蒸庫、第2くん蒸庫
4 業務概要	(1) 輸出入植物のくん蒸に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) くん蒸所の業務の実施に関する業務
- (2) くん蒸所の使用の許可に関する業務
- (3) くん蒸所の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) その他知事が定める業務
- (5) 使用料の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県植物くん蒸所管理条例(平成17年愛媛県条例第60号)の規定によるほか、くん蒸所の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、くん蒸所の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納してい

る法人等

- (オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (キ) 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - a 成年被後見人又は被保佐人
  - b 破産者で復権を得ない者
  - c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月27日(火)から9月3日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア くん蒸所の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ くん蒸所の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。  
ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) くん蒸所の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がない

ことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部管理局産業政策課貿易海運係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089)912 2465

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募集について

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) テクノプラザ愛媛（以下「プラザ」という。）

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町337番地 1
2 設置目的	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 10,214㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延床面積 5,915.09㎡ (3) 主な施設 テクノホール、会議室、特別会議室、小会議室、研修室、OA 研修室、共同研究室、インキュベート・ルーム、スタートアップ支援オフィス、特許公報閲覧室等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供 (2) 研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供 (3) その他プラザの管理運営に必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) プラザの事業の実施に関する業務（ただし、知事が定める業務を除く。） (2) プラザの利用の許可に関する業務 (3) プラザの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) プラザの利用の促進に関する業務 (5) プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	テクノプラザ愛媛管理条例（平成17年愛媛県条例第61号）等の規定によるほか、プラザの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県産業情報センター（以下「センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町487番地 2
2 設置目的	企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 6,937㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延床面積 1,559.09㎡ (3) 主な施設 会議室、インキュベート・ルーム等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 産業情報の発信及び提供 (2) 研修及び創業に必要な施設の提供 (3) その他センターの管理運営に必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務（ただし、知事が定める業務を除く。） (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) センターの利用の促進に関する業務 (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県産業情報センター管理条例（平成17年愛媛県条例第62号）等の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの 5 年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、プラザ及びセンターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する、又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でな

- く なくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - a 成年被後見人又は被保佐人
  - b 破産者で復権を得ない者
  - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第 2 条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請  
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項  
参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8 月27日（火）から 9 月 3 日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又はこれらに準ずる信書便により、7 に掲げる場所へ同日午後 5 時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

- (1) 選定基準  
ア プラザ及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができることと認められること。  
イ プラザ及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められること。

(2) 選定方法  
外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。  
ただし、申請者が 1 団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) プラザ及びセンターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がない旨の証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から 9 月27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等

により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

- 7 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課新事業支援係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089)912 2472
- 8 その他  
詳細は、募集要項による。

○公 告

えひめ森林公園の指定管理者の募集について

えひめ森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 えひめ森林公園（以下「公園」という。）の概要

1 所在地	愛媛県伊予市上三谷齒袋谷山国有林並びに伊予郡砥部町七折笹ヶ平山国有林及び大谷山国有林
2 設置目的	県民が自然との触れ合いを通じて森林のもつ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 約104ha (2) 管理施設 管理棟・森林学習展示館（1棟・420㎡、木造3階建）、ログハウス（1棟・24㎡） (3) 学習展示施設 実習用苗畑（650㎡）、野外学習展示林（30ha）、昆虫観察飼育施設（1棟・21㎡）、林間学習広場（3,000㎡）、きのこ栽培園（1,109㎡）、山菜栽培園（4,700㎡） (4) 造成園地（森） 生産の森（1.1ha）、世界の森（1.0ha）、郷土の森（1.7ha）、野鳥の森（2.2ha）、詩歌俳諧の森（10.0ha）、県民参加の森（52.8ha） (5) レクリエーション施設 キャンプ場（20サイト/6,400㎡）、林間広場（2ヶ所（第1林間広場/6,134㎡、第2林間広場/4,949㎡））、フィールドアスレチック（25ポイント）、自然観察道（9,557m） (6) 公共利用施設 駐車場（4ヶ所、6,927㎡）、公衆便所（3ヶ所、60.87㎡）、バンガロー（2棟、19.88㎡）
4 業務概要	(1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供にすること。 (2) 森林及び林業に関する資料の展示にすること。 (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導にすること。 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 公園の業務の実施に関する業務
- (2) 公園の利用の許可（えひめ森林公園管理条例（平成17年愛媛県条例第65号、以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の許可に限る。）に関する業務
- (3) 公園の利用の促進に関する業務
- (4) 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準



条例第 4 条から第13条までの規定による。

#### 4 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの 5 年間（予定）

#### 5 申請資格等

##### (1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第 1 項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更正手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の 2、第142条（同法第166条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第180条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 暴力団対策法の規定（第32条の 3 第 7 項及び第32条の11 第 1 項を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の 3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第 2 条に規

定する排除措置の対象となる者

##### (2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

##### (3) 留意事項

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、参加意思表明書を提出するものとする。

参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8 月 2 日（金）から 9 月 3 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9 に掲げる場所へ同日午後 5 時15分までに必着のこと。

#### 6 指定管理者の選定方法等

##### (1) 選定基準

ア 公園の管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。

イ 公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

##### (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

#### 7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

##### (1) 指定管理者指定申請書

##### (2) 公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

##### (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

##### (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

##### (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

##### (6) 申請者の概要を記載した書類

##### (7) 役員名簿

##### (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

##### (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

##### (10) 印鑑証明書

##### (11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書

#### 8 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から 9 月27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

#### 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県農林水産部森林局森林整備課保護緑化係

電話番号 (089) 912 2597

#### 10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集について

松山観光港ターミナルの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 松山観光港ターミナル（以下「ターミナル」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市高浜五丁目2259番地 1
2 設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客施設とする。
3 施設概要	ターミナルビル（鉄骨造 2 階）及び高架通路 旅客施設：待合室、多目的ホール、案内所等 共用施設：衛生施設、廊下、階段、機械室等 ターミナルビルは、愛媛県と松山観光港ターミナル株式会社との共有建物であり、指定管理者の管理に係る部分は、愛媛県の指定部分のみである。

2 指定管理者の業務

- (1) 旅客施設の施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の5から第15条の7までの規定によるほか、ターミナルの管理に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとするもので、ターミナルの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに

該当する者がいる法人等

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

効率的な管理を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年 8 月23日（金）から 9 月 3 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9 に掲げる場所へ同日午後 5 時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ① ターミナルの管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。
- ② ターミナルの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) ターミナルの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書面
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年 9 月20日（金）から 9 月27日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089)912 2691

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立都市公園の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園（道後公園、総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園）の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 道後公園

1 所在地	愛媛県松山市道後公園
2 設置目的	県民の憩い、安らぎの場とするとともに、中世の湯築城跡を復元、保存、活用することにより散策、休憩しながら歴史を学べる施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 管理棟（資料館）1棟 271.00㎡ （うち資料館96㎡） 復元武家屋敷 2棟 160.90㎡ 土塀 8か所 約120m 土壘展示室 57.08㎡
4 指定管理者の業務	ア 歴史学習の場としての湯築城跡の管理運営 イ 都市公園施設及び遊具の提供 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、道後公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 総合運動公園（とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。）

1 所在地	愛媛県松山市上野町乙46番地
2 設置目的	愛媛県のスポーツ振興を図るとともに、幅広いレクリエーション活動に対応することにより、スポーツ立県いひめの実現に貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 陸上競技場（33,590㎡、鉄筋コンクリート3階（一部鉄骨4階））、体育館（9,046㎡主体育館2,142㎡、補助体育館1,178㎡）、テニスコート（16,060㎡、16面）、補助競技場（19,300㎡）、球技場（19,920㎡）、弓道場（1,704㎡）、相撲場（8,000㎡）、多目的広場（13,320㎡）、キャンプ場（5,000㎡）
4 指定管理者の業務	ア 総合運動公園（とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。以下同じ。）内の有料公園施設の適正な供用 イ 総合運動公園内の施設、備品の維持管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、総合運動公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(3) とべ動物園

1 所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240
-------	-----------------

2 設置目的	世界中の動物をバランスよく集め、来園者にレクリエーションを提供するとともに、希少動物の繁殖、自然環境問題への提言や情操教育、生涯学習にも貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 獣舎 カンガルー・ワラビー舎ほか35棟 管理施設 管理事務所ほか14棟 便益施設 便所ほか7棟
4 指定管理者の業務	ア とべ動物園、総合運動公園の自由広場及び駐車場の供用 イ 動物の飼育管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、とべ動物園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(4) 南予レクリエーション都市公園

1 所在地	愛媛県宇和島市津島町ほか
2 設置目的	南予地方の美しい自然と豊かな人情にあふれた風土を背景に、緑と海をテーマに「見る、楽しむ、憩う、学ぶ、鍛える」を盛り込んだレクリエーション施設として設置している。
3 施設概要	第1号公園（宇和島市津島町） 日本庭園南楽園、ローラースケート場、イベント広場、オートキャンプ場ほか 第3号公園（愛南町） 野球場、テニスコート、多目的広場、屋内運動場、球技広場、宇和海展望タワー、キャンプ場、紫電改展示館、こども動物園 ほか 第4号公園（宇和島市津島町） ゴーカート場、テニスコート ほか 第5号公園（愛南町） 御荘プール ほか 第6号公園（宇和島市日振島） キャンプ広場 ほか 第7号公園（愛南町） ジャンボスライダー、スロープカー ほか
4 指定管理者の業務	ア 南予レクリエーション都市公園施設の供用 イ 南予レクリエーション都市公園内の施設及び備品等の維持管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、南レク都市公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等の団体で、県立都市公園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成14年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規

定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（エ）愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 各県立都市公園の管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。

イ 各県立都市公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 指定を受けようとする県立都市公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する

事業計画書及び収支予算書

- (6) 申請者の概要を記載した書面
  - (7) 役員名簿
  - (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
  - (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
  - (10) 印鑑証明書
  - (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書
- 6 申請期間  
平成25年9月20日（金）から9月27日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- 7 募集要項の請求先及び申請書の提出先  
愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号（089）912 2746
- 8 その他  
詳細は、募集要項による。

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第1項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第19条の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について述べられた環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解（以下「意見の概要等」という。）を作成したので、次のとおり公告します。

平成25年8月2日

今治市長 菅 良 二

- 1 都市計画決定権者の名称  
今治市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 今治市新ごみ処理施設整備事業
  - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
  - (3) 規模 ア 可燃ごみ処理施設  
1日当たりの処理能力 174トン  
イ リサイクルセンター  
1日当たりの処理能力 41トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
今治市町谷地内他
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲である認められる地域の範囲  
今治市
- 5 準備書についての意見の概要等の縦覧場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所 今治市役所、今治クリーンセンター、愛媛県庁
  - (2) 縦覧期間 平成25年8月2日から9月2日まで

(3) 縦覧時間 9時00分から17時00分まで

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年7月24日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成25年8月2日

愛媛県収用委員会  
会長 市川武志

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
松山広域都市計画道路事業1・4・1号自動車専用松山外環状線及び松山広域都市計画道路事業3・4・56号余戸北吉田線
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m)	実 測 (m)	収用しようとする 土地の実測(m)				
愛媛県松山市余戸南三丁目	1093番27	宅地	宅地	206.31	208.55	208.55	愛媛県松山市余戸南三丁目15番33号 山田 和代			